

事務連絡
令和5年12月13日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定による記録様式のサンプル等について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）が本日施行されたため、これまで通知しているとおり、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、改正法附則第3条第2項においては、旅館業の営業者は、当分の間、改正法による改正後の旅館業法（以下「改正旅館業法」という。）第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとされたことを踏まえ、別添1のとおり、改正法附則第3条第2項に係る記録様式のサンプルを作成しました。

併せて、衆議院厚生労働委員会における「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」及び参議院厚生労働委員会における「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で「営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること」とされたほか、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）において、「法第4条の2第1項の規定に基づいて報告及び客室等待機の協力を求めたときは、当該協力の求めを行った日時や対象者の氏名、求めた内容等を記録しておくことが考えられる」とされたことを踏まえ、別添2のとおり、改正旅館業法第4条の2第1項第1号に係る記録様式のサンプルを作成しま

した。

これらについては、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）において、改正旅館業法第7条第1項に基づいて報告を求める際に用いやすいよう、必要に応じて修正の上、管下営業者に対して周知いただきますよう、お願ひいたします。

また、改正法による改正後の旅館業法等の内容に関する研修ツールについて、説明動画を作成し、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>）に掲載しましたので、情報提供いたします。

加えて、「旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について」（令和5年11月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長連名通知）において、「都道府県等においては、管下の旅館業の施設の営業者に対し、法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等を行うことが望ましい」としていることを踏まえ、別添3のとおり、当省で作成した改正旅館業法に係る講演資料を共有しますので、必要に応じてご活用いただきつつ、都道府県等におかれましても、管下の旅館業の施設の営業者に対し、改正旅館業法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等の実施について検討いただきますよう、お願ひいたします。

宿泊拒否の記録		
日時		
理由	<input type="checkbox"/> 旅館業法第5条第1項第1号に該当するため <input type="checkbox"/> 旅館業法第5条第1項第3号に該当するため	
対応の責任者		宿泊拒否対象者の氏名
宿泊拒否までの経過の概要 (旅館業法第5条第1項第3号に該当することを理由とする場合)		
備考		

※宿泊拒否した事案1回ごとに作成してください。

(参照条文)

■旅館業法（昭和23年法律第138号）（抄）

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

二 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようとするものとする。

附 則（令和5年法律第52号）（抄）

（旅館業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条（略）

2 営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）

を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3 (略)

■旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）（抄）

第五条の六 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

- 一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
- 二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行つたことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

附 則（令和5年厚生労働省令第140号）（抄）

（宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法）

- 2 改正法附則第三条第二項の方法は、旅館業法第五条第一項第一号又は第三号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだ理由等に関する記録を書面、当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

■旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）（抄）

- 改正法附則第3条第2項により、営業者は、当分の間、法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、同各号に掲げる場合ごとに、書面、電磁的記録等に宿泊を拒んだ理由等を記載し、当該書面又は電磁的記録を作成した日から3年間保存する方法により、宿泊を拒んだ理由のほか、その日時や拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名、同項第3号に該当することを理由とする場合にあっては宿泊を拒むまでの経過の概要等を記録しておく必要がある。
- 本規定は、宿泊拒否事由の規定の運用状況を都道府県等が適切に把握できるよう、営業者は、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき都道府県等から報告を求められ、又は質問を受けることとなる場合に備えて、宿泊拒否の理由等を記録しておくべきとされたものと解される。
- 法第5条第2項において、営業者は、宿泊を拒む場合には、宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようとする規定とも関連することに留意されたい。

旅館業法第4条の2第1項の規定による 報告や客室等待機の求めの記録			
日時			
対応の責任者		協力の求めの対象者氏名	
求めた協力の概要	<input type="checkbox"/> 報告の求め（旅館業法第4条の2第1項第1号イ） <input type="checkbox"/> 客室等待機の求め（旅館業法第4条の2第1項第1号ロ）		
備考			

(参照条文)

■旅館業法（昭和23年法律第138号）（抄）

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうかが明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。）前号ロに掲げる協力

三 （略）

2～4 （略）

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二～四 （略）

2 （略）

■旅館業法施行令（昭和32年厚生省令第28号）（抄）

（法第四条の二第一項第一号の政令で定める者）

第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 特定感染症の症状を呈している者
- 二 特定感染症にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者（前号に掲げる者を除く。）

（法第四条の二第一項第一号ロの協力）

第五条 法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。
- 二・三 （略）

■旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）（抄）

第五条の二 法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 医師の診断の結果
- 二 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項
- 2 法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれをすることができる。

第五条の四 法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、同号に規定する特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者とする。

■旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）（抄）

○ 法第4条の2第1項の規定に基づいて次のi及びiiの協力を求めたときは、当該協力の求めを行った日時や対象者の氏名、求めた内容等を記録しておくことが考えられる。

i 報告（法第4条の2第1項第1号イ、則第5条の2）

宿泊しようとする者が(C)患者等であるかどうかが明らかでない場合において、当該者が(C)患者等であるかどうかを確認するため、次のいずれかを、原則として書面又は電子情報処理組織を使用する方法（タブレット型端末等にて報告に関する様式を示し、必要事項を記入させることをいう。以下「2. 特定感染症の感染防止に必要な協力の求め等」において同じ。）によって報告すること。

一) 医師の診断の結果

二) 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項

ii 客室等待機（法第4条の2第1項第1号ロ、同項第2号、令第5条第1号）

当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないこと。